

## よくある質問

Q1

今年初めて償却資産申告書が送られてきました。個人経営で小さな雑貨店を営んでいますが、資産は、レジスター・看板・エアコン程度しかありません。申告は必要ですか。

A1

はい、必要です。事業者の方は、毎年1月1日現在所有している償却資産を申告をしなければならぬと、地方税法に定められています。お持ちの償却資産について、申告が必要です。ただし、個人事業者の方は、お持ちの償却資産の取得価額が10万円未満の場合は申告の必要はありません。詳しくはP.5 <参考> 償却方法と取得価額による申告の要否についてを参照してください。

Q2

賃貸ビルに入居して、飲食店を始めました。開店するにあたって、内装や電気設備工事、給排水衛生設備等の附帯設備の取り付け工事をしましたが、この附帯設備の申告は必要ですか。

A2

はい、必要です。構築物として申告をしてください。

賃貸ビル等を借り受けて事業を営む方が、自分の費用により附加施工した設備または譲渡等によって取得された内装や造作及び建築設備等で、事業の用に供することができる資産は、家屋に付合している場合であっても、賃貸ビル等を借り受けて事業を営む方を所有者とみなし、その内装や造作及び建築設備等を償却資産とみなして課税することとなります。

※ただし、平成16年3月31日以前に取り付け、家屋に付合している設備で、特定附帯設備の届出をしていないものは除きます。

Q3

確定申告をしていますが、償却資産の申告もしなくてはならないのですか。

A3

はい、別に申告が必要です。確定申告（所得税）や市県民税申告（住民税）は所得に関する申告です。別途「償却資産（固定資産税）申告」が必要です。

Q4

提出した申告書の内容に誤りが判明したので修正したいのですが、どうすればよいですか。

A4

申告書上部の余白部分に、赤字で「修正申告」と記載の上、資産明細とともに申告書を改めてご提出ください。なお、申告書用紙は新潟市のホームページよりダウンロードして頂くか（P.10参照）、提出済みの申告書の控えをコピーして使用して頂いても結構です。

Q5

令和5年10月に廃業しましたが令和6年度償却資産申告書が届きました。申告をしなくてよいのでしょうか。

A1

申告が必要です。償却資産申告書の右下「18 備考」の「(3) 合併・解散・廃業・清算終了・その他( )」の廃業に丸を付け、廃業した日付を記載した上で申告書をご提出ください。次年度から申告書をお送りいたしません。

Q6

申告をしないとどうなりますか。

A2

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び市税条例第71条の規定により過料が科せられることになるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収される場合がありますので、必ず期限までに申告をお願いいたします。

また、虚偽の申告をされますと地方税法第385条の規定により罰金等を科せられる場合があります。

Q7

国税の申告において耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった資産であっても、申告は必要ですか。

A3

はい、必要です。国税の申告において耐用年数を経過し、償却済みになった資産であっても、現に事業の用に供することができる状態であれば、固定資産税の課税対象になります。なお、国税の取り扱いとは異なり、固定資産税(償却資産)の評価額の最低限度は取得価額の5%です。

Q8

1つの償却資産を複数人で所有しています。この場合、所有者各々が持ち分について申告をすればよいのでしょうか。

A4

持ち分での申告は認められていません。共有名義で申告をしていただく必要があります。代表者を決めていただき、申告書の所有者氏名欄には「代表者氏名 外〇名」と記載し、「18 備考」欄に共有者全員の氏名・住所、持ち分割合を記載してください。

Q9

租税特別措置法の規定による中小企業特例を適用して損金算入した資産については、申告をしなくてよいのでしょうか。

A4

申告をしてください。少額減価償却資産の申告の要否については、P.5をご参照ください。